

# 市長選を経て 一部会派が再編へ

13日午前、緊急に行われた各派代表者会議で、会派の異動が報告されました。

すでにマスクミでも報道されているとおり、11日現在、これまで8人で構成していた市政クラブ（のメンバー）から届け出があり、市政クラブの代表が小林克美議員となり、石平春彦議員と2人で同クラブを構成することになった。同時に、新たに『市政みらい』という会派が結成され、代表に矢野学議員、副代表に山崎一勇議員、幹事長に森田貞一議員が就任した。同会派には、そのほ



か林辰雄議員、波多野一夫議員が加わっている。市政クラブに加入しているいまひとりの方（吉田侃議員）は、いまのところでどうされるか明確になっていない」とのことです。

これで、これまでの市政クラブは事実上3つのグループに分かれることになりました。今回の再編は市長選での対応が異なったことなどが原因ではないかと報道されていますが、詳しいことはわかりませんが、詳しいことは今後の市長の行政執行への対応に変化が生じることは必至です。

## 日本共産党上越市議員団ニュース

No. 209 2009年11月22日

連絡先	橋爪 法一	548-3628	(吉川区代石)
	樋口 良子	544-6802	(中門前3)
	上野 公悦	530-2203	(頸城区中柳町)
	平良木 哲也	525-9096	(上中田)

# 市民とのコラボレーションで議会基本条例を制定(流山市)

## 上野議員らが議会改革の先進例を視察



流山市視察で質問する上野議員

「基本条例」は大きな3つの柱から構成されています。一つは市民に開かれた議会、2つ目は議員同士が議論する議会、そして3つ目には自らが行動し、執行機関と切磋琢磨する議会。これら大きな3本柱を

実現するために、議会運営の理念、その理念を具体化する制度、そしてその精度を作動させるための原則などについて定められています。

特徴的なことは、前文と第一章には、日本の国の最高規範である日本国憲法の前文を下敷きにして、市民の身近な地方議会に近づけていくための崇高な理念と条例の制定趣旨を規定していることです。

前文には、「この条例は、主権在民を基調とする民主主義の原理に基づいている」と明記されています。議会と議員の果たすべき役割の明確化、市民への説明責任を明確化することで、市民から信頼される議会づくりを確実にしようとする並々ならぬ決意が込められています。

私たちの上越市議会でも、いろいろな形で議会改革が進められています。

いくつかの先進事例と比べても、決して遅れているとはいえないほど改革は着実に進められています。大事なことは形式よりも中身です。

抽象的な議論による「改革」ではなく、「実践的改革」をよりいっそう確かなものにして、その結果としての条例を作り上げていくことが必要です。

議会と市民の共同の成果としての議会改革を進めていきたいものです。

11月9日から2日間にわたり、議会運営委員会は「議会改革の先進例」として、千葉県流山市、市川市、東京都町田市の3市議会を視察し、改革について学びました。

特に注目されるのは流山市です。さすがに議会改革の先進事例と言われているだけに市民本位の議会改革を進めています。

流山市の「議会基本条例」は、約3年間の議会内部の熱心な議論を経て作られたもので、今年4月1日から施行されています。制定までには議員同士で自由討議が活発に行われ、前文から一言一句全ての文案を議員自身が考え、シンポジウムや報告会を開催して市民の意見も積極的に取り入れながら作成してきました。まさに議員と市民が共同で作った手作りの条例です。

「基本条例」は大きな3つの柱から構成されています。一つは市民に開かれた議会、2つ目は議員同士が議論する議会、そして3つ目には自らが行動し、執行機関と切磋琢磨する議会。これら大きな3本柱を

## 「介護者(家族)いても手厚い支援を」など多くの要望 平良木議員が朝日(金谷区)で市政報告会

去る17日、平良木議員は、居住地にほど近い朝日公民館(町内会館)で、地元の市民の皆さん向けに市政報告会を開き、朝日町内の約半数の世帯の皆さんにおいでいただきました。



平良木議員の市政報告のあと、要望や意見を出していただきました。「家族がいると介

護サービスや支援が薄い場合がある」「青田川の整備を早急に」「山麓線の未開通部分の道路が危険である。早めには開通できないのは議員の努力不足ではないか」「年金だけで入れる介護施設を十分に」「新型インフルエンザのワクチンはどうなっているのか」「南厚生会館に変わる市民が集える施設を」「信濃町処分場計画には思い切った対策を」など、たくさんの指摘や要望が出されました。

## 一時金の減額など審議

### 臨時議会

20日、臨時議会が行われ、人事院勧告に基づく職員給料の減額や、職員・特別職・議員等の期末手当の減額案が審議されました。期末手当の減額は6月議会に引き続くもので、この結果、年間で合計0・25ヶ月分の減額となります。